

平成24年度第2回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 平成24年10月11日（木）

10:20～12:00

場 所 市民交流センター2階第4会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 図書館の利用状況について

(2) 子どもの読書活動推進懇話会について

(3) 逗子市立図書館の管理運営について

(4) その他

出席委員

高鷲忠美会長 若林ふみ子委員 辻伸枝委員 汐崎順子委員 松枝正樹委員

事務局

小川図書館長 鈴木館長補佐 利根川専任主査 梶山主任

傍聴 1名

【鈴木館長補佐】 それでは、大変お待たせいたしました。これから平成24年度第2回の図書館協議会を開催いたします。

まず、会議の前に注意事項として、本日会議録作成のために録音をさせていただきますので、御承認ください。また、傍聴の方にはお願いです。写真撮影、録音等は御遠慮いただくようお願いいたします。

それでは、本日図書館協議会委員さん5名全員が御出席ということなので、協議会運営規則第3条第2項の規定による会議は成立していることを御報告いたします。

これより図書館協議会規則第3条によりまして、会長が議長となり、議事に入りますので、会長、よろしくお願いたします。

【高鷲会長】 皆さん、おはようございます。この協議会の前に市長との面談がありましたので、随分遅くなりましたけれども、なるべくてきぱきと会議を進行し、特に最後の3番目の管理運営についてはしっかりと議論していきたいと思えます。

それでは、議題1として、事務局から平成24年度図書館事業実施状況と利用状況につきまして報告をお願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、委員の皆さんには資料をお配りしてあると思えますが、まず、平成24年度の事業実施状況について説明させていただきます。その後で平成24年度も前半が終了しましたので、貸出冊数等の統計などについても報告させていただきます。

まず、資料の1をごらんいただきたいと思えます。定例のおはなし会がございまして、おひぎにだっこのおはなし会、わんぱくおはなし会、これは従来続けてきたことですが、土曜日おはなし会とここには表示してありますが、今年度4月より内容を変更いたしまして協議会委員の辻さんにおはなしのお願いをしてきましたが、状況はいかがでしょう。

【辻委員】 そうですね、4月以降この土曜日おはなし会に変わってからの感想では、ちょうどいい、聞いてもらえる年齢層の人が来てくれているなという感触はあります。人数がすごく増えたというところまではいきませんが、危惧していた低年齢化は、今のところ少し改善されているのではないのでしょうか。

【汐崎委員】 具体的には何歳、何年生が対象でしょうか。

【辻委員】 そうですね、幼稚園の年長さんぐらいから小学2年生ぐらいまで。そのくらいの子が来てくれたら、長いお話は無理ですが、オーソドックスな、いわゆる聞かせてあげたいお話が用意できます。2歳とか3歳の子もいますから、大丈夫かなと思うんですけども、

きちんと聞いてくれる子がいると、その子を核にして聞ける集団のメリットというのがありますので、一応こちらとしても短めの、大体5分から7～8分のお話と、あとふたをあけてみると、どういう子が来ているかはわからないので、絵本も用意しています。土曜日おはなし会になってから、図書館職員の方はお話をされるか絵本という選択がありましたが、もうお話はされなくなっていますね、今のところ。すばなしはこちらが1つだけということで、その辺で、わんぱくおはなし会で、すばなしをしていらっしゃると思うんですけども、図書館職員のスキルアップということから言うと、もう少しお話にもチャレンジしていただけると、図書館としての蓄積、ストーリーテリングできる人を育てるということで、自分で努力しないといけない部分があるので大変だとは思いますが。今度、佐藤涼子先生もいらっしゃることで、されたらいいんじゃないかなという感想です。

【利根川専任主査】 はい、ありがとうございます。続きまして、ブックスタートの状況は、ほぼ従来どおり的人数で、年間にしますと400人弱ぐらいになるだろうという状況です。それから子ども読書の日の記念公演は、4月23日に実施し、これもここ数年間続けてきましたけれども、影絵の公演をいたしまして、今年は100人以上という、かなりの人数が集まりました。これも好評でございました。次に、夏休みのおはなし会も、4日間にわたり延べ178名という参加がありましたので、かなりの盛況でした。次に、科学あそび講座は、ここ10年近く、森裕美子先生にお願いをしてくれているのですが、今年も好評で、それぞれ2回にわたって20人ずつ、子どもたちの参加がありました。次に見学等は、現在までに逗子小学校と聖マリア小学校だけですが、見学は年度の後半に集中するものですから、これから、見学の希望があるものと思います。次に、職業体験ですが、久しぶりに県立高校の2年生2名が、実習に参加し、夏の暑い盛りでしたけれども、結構頑張ってくれまして、後でお礼の手紙がきました。次に、市内3つの公立中学校の職業体験は、1校はまだ具体的に連絡が来ておりませんが、2校は来月それぞれ2名の参加を予定しております。講座につきましては、今年度の後半、具体的には来週になりますが、「絵本を読むこと」と題して佐藤涼子先生に来ていただいて、講座を開催いたします。次に、来年の2月に、和田和美先生による「手遊びとわらべ歌」と題し講座を2日間にわたり実施する予定をしております。次に名画座ですが、今年度も定員100人のところ、毎回90人、80人と、ほぼ満席に近いぐらいの状況が続いております。今年度の後半については主に外国の映画を中心に上映する計画をしております。資料1についての説明は以上でございますが、現在この9日（火曜日）から来週17日（水曜日）まで、蔵書点検のために休館をし、

職員が大汗をかきながら蔵書点検を実施しております。昨年度の蔵書点検におきましては、1年間で不明になった冊数が120冊弱という結果でしたが、今年度はどのくらい不明資料が出るか、現在その点検を行っているところです。

以上が事業実施状況でございます。次に資料の2-1と2-2になりますが、今年度前半の利用統計をごらんいただきたいと思っております。貸出者数、貸出冊数、予約件数、コピーの件数などが出ておりますが、これらの統計上の数字に関しては、軒並み前年度よりマイナスの傾向が続いています。私どもの図書館は、平成17年4月に現在の建物での運用を開始いたしまして現在8年目に入っておりますけれども、平成20年度をピークにこれらの数字が徐々に減る傾向にあります。資料2-2の児童書の利用統計ですが、児童でも少しずつ減っている状況にあります。例年、8月の貸出冊数はかなり多いのですが、今年はそれほど貸出量としては多くなかった結果の数字が出てきております。日本の図書館界においては、従来いわゆる貸本屋業務というのが中心になってきた傾向が強くなり、私どもの図書館もそれは否定できませんが、21世紀に入り、どこの図書館に行っても同じ本しか並んでいないのではないかと、金太郎飴状態だと揶揄される中、逗子市の特有のサービスといたしまししょうか、逗子の歴史であったり文化であったり地理など、逗子ならではの部分を強化していく必要があるだろうということで、資料の3に今年度の資料展示の一覧を示しております。この中でも、例えば2枚目の2階の特別展示のところで、逗子市の海や鳥といった、地域に特化した展示をしたりしておりますので、従来の貸本屋的な業務だけではなくて、こうした普段利用者の皆さんがあまり目にするものがない資料を展示をして、積極的に見ていただくという試みも始めているところです。

以上が今年度の事業実施状況と、今年度前半の利用統計の数字を報告させていただきました。

【高鷲会長】 ありがとうございます。今の利用状況につきまして、何か質問ございますか。

【汐崎委員】 市長からお話がありましたけれども、児童の貸出冊数が減った原因は、子どもの数の減少とは関係があるのでしょうか。

【小川図書館長】 子どもの数は減っていません。

【汐崎委員】 減ってない。少子化はそんなに影響ないんですね。

【小川図書館長】 少子化とは関係ないと思います。逗子小学校の子どもたちはともかくとして、授業時間が長くなっていますから、むしろ子どもたちが学校が終わって図書館に寄る時間がないのが原因の一つではないかなと思います。それから、朝読の時間が、松枝先生も申されていますけど、相対的に減っているのではないかという気もしていることが一つと、どこまで

その影響があるかどうかはわかりませんが、学校支援パックという、学校へ独自の貸出しをしている部分もありますので、図書館に来なくても学校で手にすることができるという部分も、多少影響しているという気がします。他の自治体を見てみても、そんなに増えてはいないんですね。原因として考えられるのは、大ベストセラーが最近は少ない。それから、当館の場合は、予約が大量にたまって、改めて複数を揃えて買っていくということは、それほどしてきていないので、予約がついても買わないということは、利用頻度がそれだけ減るわけですから、親御さんと一緒の子どもたちは、その場合に来られない可能性はあるのかなと思っています。かつては、予約が5人たまったら1冊買えという時期がありましたが、今はとてもそれはできません。20人たまったら考えようかぐらいの数字にしていますし、それもできれば買わないで済ませたいということなので、予約がたまって、それほど積極的に複本を買っていないということが、もしかしたら影響しているかもしれません。

【高鷲会長】 リーマンショック以降、やはり利用は減っているわけですね。

【小川図書館長】 そうですね。

【高鷲会長】 そうすると、やはりダブルとよく言われる、昼間働いて、夜働いてという人が増えていますから、図書館に来る時間がなくて、子どもを置いて来られないということもあるでしょうね。

【小川図書館長】 お母さんたちが子どもを連れて、夜8時までというのは可能ですけれども、そうはいかないということはあると思います。

【高鷲会長】 そうすると、母親が働きに行くことが多くなっていることが原因と考えられるでしょうか。

【汐崎委員】 学校の現場はどうなのでしょう。朝読のお話がありましたけれど。

【松枝委員】 大きく変化はないんですけども、学校支援パックをかなり活用させてもらっていて、池子小学校の場合にはなかなか図書館まで行かれませんので、学校支援パックの利用がかなり増えていると思います。ただ、会長がおっしゃったとおり、保護者の経済状況の厳しさというのが、まともに影響しているのではないのでしょうか。

【高鷲会長】 子どもの読書活動推進懇話会の中でも実際議論でそれが出ましてね。どうしてもさまざまなボランティアなども、なかなか来れないと。やはり自分の子どもはいいけれども、みんなと一緒にやるということは、なかなかできないということはあるようで、それと同じことが逗子にもきているのかなという感じはあるんです。

【小川図書館長】 学校では若いお母さん方の読み聞かせボランティアが少なくなっているという状況があるということ、聞いています。

【高鷲会長】 継続ができないのではないかという話もありましたよね。

【汐崎委員】 お母さん方が図書館に行けないんですね。

【高鷲会長】 行けないというよりも、行きたくないという感じでしょうか。どうもありがとうございました。またこの件について質問がありましたら、最後のところでお願いします。

続きまして、議題2の子どもの読書活動推進懇話会について、事務局から報告をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 お手元の資料4をごらんください。この協議会の委員さんの中で、高鷲先生がアドバイザーとして、松枝先生に参加者として加わっていただいておりますが、逗子市子どもの読書活動推進懇話会では、子どもが本に出会うための環境をどのようにつくるか、また、読書に親しむための機会をどのように提供していけばよいか、読書活動を進めるためにどのような体制を整えて啓発をしていくかを中心に、さまざまな取り組みについての意見交換を行ってきました。

平成23年5月から平成24年7月まで合計6回の懇話会の中でさまざまな意見交換を行い、その報告書をおととい10月9日に懇話会から教育長へ提出をいたしました。この報告書をもとに、次に教育委員会で逗子市子どもの読書活動推進計画をつくるということで、現在その作業の最終段階を迎えているところです。

今後のスケジュールとしましては、11月の教育委員会に諮り、12月にはパブリックコメントで市民の意見を伺い、さらには来年3月の教育委員会で最終の承認をいただいて、逗子市子どもの読書活動推進計画が策定という形になります。

計画は、でき上がり次第、委員さんにお配りさせていただきますので、また御意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で子どもの読書活動推進懇話会についての報告を終わらせていただきます。

【高鷲会長】 ありがとうございました。先日最終の会議がありまして、教育長に報告書をお渡しいたしました。

神奈川県内の市で一番最後にこの計画をつくるということになりましたので、良いものをつくっていただきたいし、せつかく公共図書館として、これだけのサービスをしているのですから、計画をきちんと反映をし、これからの活性化につながるようなものができればと思ひてい

ますので、よろしくお願ひします。またこの計画につきましても、お目通しいただいて、何かありましたら、私なり鈴木さんに御連絡いただければ、お答えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。またパブリックコメントの際も、よろしくお願ひします。ということで、議題2につきましても、質問などございましたら、後ほどお伺ひいたします。

それでは、きょうの中心的なテーマの一つですけれども、3番目の逗子市立図書館の管理運営について、事務局から説明をお願ひいたします。

【小川図書館長】 それでは、前半の部分を御報告申し上げます。資料5をごらんください。逗子市立図書館の管理運営についての説明です。既に指定管理者制度導入の動きについては、昨年12月1日、それから今年に入って2月27日、5月29日の図書館協議会で報告させていただいておりますが、5月29日の図書館協議会で委員の皆さんよりメリットとデメリットについてまとめてほしいということの宿題をいただきましたので、それをまとめたものです。なお、このメリット・デメリットについては、辻委員が御自分でも作成されたというものがございまして、それもあわせて説明していただこうと思っております。

まず、その前に、メリット・デメリットともう一つは、次のページに管理運営を中止した事例というものも挙げてございます。さらに、もう一つの資料として、図書館における指定管理者制度導入の検討結果についての2012年調査という報告が日本図書館協会から出されておりましたので、それについても資料として出してあります。数としては約300館が指定管理者制度を導入しているという結果になっております。具体的には、各館の名称がついております。

それでは、最初にまとめましたメリット・デメリットについて申し上げます。おそらく辻さんとも重なるでしょうけれども、一般論のメリットとして、サービスの向上ということで、開館日数・開館時間の延長など、施設運営面でのサービスの向上が期待できる。それから経費の削減、民間事業者のノウハウを活用することで市民サービスの質の向上が期待できる。市民ニーズに対し、迅速で効果的・効率的な対応が期待できる。これは指定管理者制度が公になったときに説明されていた事柄です。それからデメリットとしては、指定期間が限られているため、図書館業務の継続性・蓄積性・安定性に不安がある。教育機関としての図書館が自立性・独立性を担保できるか。それから3番目に、市民の意見や要望を指定管理者が的確・迅速に反映できるか不安である。4番目として、図書館経営の能力や運営のノウハウを市に蓄積する手段や方法が必要になる、ということ。それから5番目に、図書館は特にそうですが、利益が望めないもので、人件費にしわ寄せがくる心配がある。6番目、外部組織、例えば学校などとの協働と

いったことができなくなるおそれがある、ということがデメリットとして指摘されてきていると思います。

逗子市が指定管理者制度導入を目ざす目的としては、市職員の削減が大きな課題となっているので、外部組織は原則として指定管理にゆだねたいという基本的な方針を打ち出しております。それから、専門職図書館長の常勤化が図れ、安定した運営ができる。次に、現在の非常勤職員は10年を限度としている雇用になっているので、その枠を外して図書館サービス専門職員の雇用を安定させたい。当館では10年の雇いどめにより、この3年間で12名が退職になり、ベテラン司書の退職がサービスに穴をあけてしまう。それから4番目として、雇用条件を含め、働きやすい環境を指定管理者に指示することで職員のモチベーションが上げられる。5番目として、市民参加という意味を含め、できるだけ市民の声をふやせるような仕組みを考えておきたい。これを資料としてつくっていたんですが、6番目として、逗子市が50%出資している株式会社パブリックサービスに委託することで、市の考え方を反映できる、純粋な民間ではないんだというようなことが市長の説明として出てまいりました。これが指定管理のメリット・デメリットです。

次に中止した事例として、市町村合併により中心図書館の状況に合わせるために指定管理を解消した例として、佐賀市立の東与賀図書館は、佐賀市立図書館が指定管理をしておりませんので、そこに合わせた。出雲市の大社図書館も、出雲中央図書館に合わせたということのようです。それから、市が直営あるいは直営に近い形で運営している組織であったためにということで、福岡県小郡市の場合には、市の公社に管理を委託し、かつ主な業務を市に残したため、二重構造が生じ、煩雑化が問題となった。この場合は、試行という形をとったようです。それから、香川県の善通寺市の図書館では、市が出資している会社でしたが、さまざまな理由で、永続的に活動できなくなったというようなことがあったようです。それからもう一つは、指定管理者の準備不足、力不足と思われるためにということで、島根県の安来市立図書館が、指定管理者より行政が責任を持ったほうがよいサービスができると判断をしたということでしたが、調べてみたところ、博物館の展示物である地域財産の保存のノウハウがあるかどうか、秘密にしておくべき情報が漏れる可能性があるということで、展示物の所有者がそれを返してほしいということが強く出てきて、それでは直営に戻そうかということが一つ。それから、賃金などの問題で職員を集めきれなかったということも言われております。さらに、長野県飯島町の図書館は、表向きは図書館はこの制度になじまないと判断をしたということだけが伝わってきて

おります。あとは、先ほど申しあげましたように、日本図書館協会の調査でございます。

では、辻さんから、ご報告いただけますか。

【辻委員】 では、失礼いたします。5月29日の前回の図書館協議会の後、指定管理者制度のことをもっと勉強しないといけないということで、市民が中心となり呼びかけまして、二度ほど勉強会を開催いたしました。その中で出てきているものですが、前回の会議録を読みましても、重複しているところがあるかもしれませんが、ポイントを読み上げさせていただきたいと思います。これをつくりました段階では、一般企業に委託するということを想定しておりましたので、そのあたりのこともお含みおきいただきたいと思います。

メリットですが、あまりメリットはないのではないかとということで、少ししか挙げてないんですけれども。一方、デメリットですけれども、そこに書いてあるようなことですね。前回、汐崎先生もおっしゃっていたように、事業者がかわるとサービスが分断されて、引き継ぎがうまくいかず、継続したサービスができないこととか、あと逗子の場合、小坪と沼間に公民館図書室がありますけれども、そういうところとの連携は一体どうなるのかとか、官製ワーキングプアはよく言われることですが、そういうワーキングプアを生み出しかねない。さらに、民間企業が受託した場合、ネットワークという名目のもとに、自分のところのMARC（目録）ですよ、それをうまく使ってもらおうという意図で、学校図書館にも入り込んでいるという事例が東京都ではあるようですが、そういうことも危惧される。市民が苦情を訴えても、それが設置者である市に届かず、うやむやになるのではないかと。よく言われることですが、郷土資料や児童サービスなどのスキルの蓄積が、職員が入れかわることによって継続できなくなるのではないかと。以前、高鷲先生もおっしゃってございましたけれども、市役所内に図書館のことを考える人や部署がなくなってしまうのではないかと。図書館協議会も、だれが開催をするのかということもありまして、だんだん形骸化してしまうのではないかと。東日本大震災から本日で1年7カ月と言っていましたけれども、そういう大きな災害があったときに、図書館に市の職員が入っていた場合、フレキシブルにいろんなところに移動したりということができたり、図書館が避難場所になるというような、メリットがあったわけですが、直営でなくなると、受託した企業の仕様書に基づいてのサービスということになるので、図書館が閉館されるおそれもあるのではないかと。仕様書ということで言うと、先ほど利根川さんがおっしゃいましたが、民間企業が受託した場合、金太郎飴的なサービスになって、どこも同じようなサービスになってしまい、逗子独自のカラーが出ないのではないかと。

次に、他市の図書館や協力機関などとのネットワークが組めなくなるのではないかと。おはなし会などでボランティアが協力していますが、科学あそび講座とか、いろいろ市民が協力している部分があるんですが、それがやはり民間企業が受託してしまうと関係がうまくいかなくなるということがよく起こり得る。あと、指定管理料のことですけれども、こちらに見えてくるのは見込みでということになるとと思いますが、結局消費税の問題であるとか、そのことで、市としてもコストメリットはないということはわかっていらっしゃるんだと思うんですけれども、余計な経費が発生するのではないかというようなことを学習して挙げさせていただきました。ありがとうございます。

【高鷲会長】 ありがとうございます。それでは、続けて鈴木さんから説明していただいて、トータルしてまた議論したいと思います。

【鈴木館長補佐】 先ほど市長から話もありましたとおり、9月の定例市議会が9月5日から27日まで開催され、3名の議員から一般質問で図書館の指定管理者制度導入について質問がありました。まだ会議録が作成されていませんが、その質疑の部分について一部概略ということで報告させていただきます。

まず1点目は、指定管理者制度導入の根幹的メリットは何かという質問がありました。市長の答弁の中では、現在働いている非常勤事務嘱託員の雇用の確保を目的として、希望者については新しい組織に転籍することを求め、これまで蓄積したノウハウを指定管理者に継承することにより、図書館サービスの質の担保が図られる。また、働く者にとって民間会社の多様な雇用形態の中で働くことができるようになり、メリットが生まれると考えております。あわせて、株式会社パブリックサービスが指定管理者などの新しい業務の受注を受けるための体制づくりに着手したことから、新事業の受け入れ体制が確立できるのであれば、コスト面についても上昇を回避できる可能性がある。本市としても業務内容、指定管理者の選定方法などの状況を確認しながら、指定管理か委託かということを検討していきたいという答弁がありました。

次に、図書館のミッションとは何か。市と指定管理者とのミッションの共有についてはいかがかという質問がありました。市長の答弁では、図書館は市民が一生を通じて主体的に学習し、知識を修得し、そして豊かな人生を営む権利をしっかりと支えていく施設であると考えている。法律・法令等をとらえつつ、直営であろうと指定管理であろうと、ミッションをしっかりと明文化して、適正に運営できる体制をつくるとともに、さまざまな人材を活用し、さらなる向上を図ることを目指す体制を逗子市として検討したい。指定管理者制度導入の検討に当たり、施

設の運営サービスとして求めていくものを明確化し、仕様書を作成することが必要と考える。その上で、事業運営の評価や改善を含めたモニタリングを行い、市として十分に管理をしていることが重要であるとする。という答弁でした。

もう1点、人件費について、ロードマップの現時点での試算では、指定管理を導入することがコスト高となる。このリスクを負ってまで指定管理者制度の導入を検討している真意は何か。また、サービスの向上の具体は何かといった質問がありました。これに対する市長の答弁としては、現在の図書館は非常勤特別職の館長、非常勤職員約40名が中心となり図書館を運営している。現在の職員体制には制約があることや、本来は常勤の専門職館長が必要であるが、人材確保が困難であること、非常勤職員の10年の雇用期間の問題も含め、指定管理者制度の導入を検討している。株式会社パブリックサービスの拡大・発展により体制が整えられれば、市が筆頭株主であることから、市の意向を反映することができ、指定管理者として有力候補になり得ると考えており、図書館の使命や役割を共有することが容易であるとする。という回答が市長からありました。

あわせて、ロードマップの平成24年度中の行程に、コンサルタント導入の可否の検討という項目がありますが、この可否につきましては、現段階では次のような理由でコンサルタントの導入は見合せを行いたいと考えております。まず1点目は、なるべく経費を削減したいということがあります。それからもう1点につきましては、コンサルタント導入の目的、これは指定管理者制度導入の方向性の提示と、図書館運営内容の提示を考えていました。しかし、今回の定例市議会的一般質問に対する市長の答弁として、1、株式会社パブリックサービスは現在高齢者の雇用促進を目的とした業務運営を行っているが、新たに指定管理者などの業務を受け入れるための体制づくりに着手したことから、新事業の受け入れ体制が確立すれば、指定管理者の有力候補になり得ると考え、指定管理者制度導入の方向性を明らかとした点が挙げられます。また、さらにもう1点は、常勤の専門職館長の必要性や、現在働いている非常勤職員の雇用の確保と、最長10年の任用期間としている雇用問題の解消、これまで蓄積されたノウハウを継承することにより、質の担保を図るといったことを市長が方向性として示していることから、現段階ではコンサルタントの導入は見合わせる、行わないということの方向で進めております。

次に、今後の図書館協議会の進め方について、これは協議会委員さんに御相談をさせていただきます。市長の説明及び議会答弁から、逗子市の方向性は既に図書館の指定管理者制度の導

入を前提として進めているということです。市としての政策方針がほぼ決定している中で、図書館協議会が逗子市における指定管理者制度の有り方についてご検討いただくのは、あまりにもご負担が重いことと考えられます。また、前回の協議会の中でもご意見がありましたが、現在の逗子の図書館は体制が非常勤特別職の館長と非常勤職員を中心とした運営で指定管理者の制度に近い体制であるということ。それから前回の会議で館長が説明しましたとおり、市が直営で今後も図書館を運営したとしても、逗子の行政の中に近い将来図書館のことがわかる人材がいなくなってしまう心配や、平成26年度末に10年勤続の非常勤職員が任期満了で6人も大量退職するという大きな懸案事項があり、今後本当に直営でよいのかというような、また十分な運営ができるのかといった直営でも問題点が挙げられます。市の政策方針により、このまま図書館の指定管理者制度が導入されるということを考えますと、図書館協議会といたしましても、指定管理者制度を導入するに当たり、検討すべき項目や協議会としての意見をとりまとめ、館長へ申し述べ、それを教育委員会、行政へ働きかけるということが良いのではないのかということも考えます。これは協議会委員さんで議論していただきたいと思いますので、会長にお願いいたします。

【高鷲会長】 ありがとうございます。小川館長と鈴木さんから指定管理者制度導入についてのさまざまな現在の状況の説明がありました。市長からも先ほど話がありましたように、株式会社パブリックサービスを考えているということで、半公募の形で進めたいというようなこともありましたし、その中で、株式会社パブリックサービスの仕事は高齢者の雇用促進ということなので、いわゆる文化的な仕事についての権限が全くないわけですから、やはり現在の文化プラザホールとか、そういうところで専門職を一応雇用している。そう考えているということと同じように、図書館についてもやはり館長候補者というか、図書館の全体のことを考えられる人をその中に迎えて、青写真を描いていきたいということがありました。基本的な方針としては、協議会委員が考えていたように、例えば非常勤職員のことについては、社員になった上で10年で任期切れになるようなことは避けようということ。今も任期付職員の方は、主任クラスとして働いていらっしゃるけれども、そういう立場の職員と中間管理職と館長という職員構成も考えた上で、給与面でも一応考えていきたいという話もあったと聞いております。

一番大事なことは、2つあるのではないのでしょうか。1つは館長ですよね。館長職に一体どういう人を確保できるのかと、これは非常に大きい課題であるし、それがおそらく株式会社パブリックサービスの取締役会などでも、そこできちんとした方向性を示さなければならない。

それを前提に、先ほど汐崎さんが市長におっしゃったような、市立図書館としての逗子市立図書館、これは一体どういう性格を持って、どういうサービスをするのかという、市としての独自のイメージですよね。そういうものがないとだめだから、ミッションなどを含めた上で考えていく。それはおそらく今後専門職の館長として雇われる方が図書館職員や教育委員会と話し合った上で、市長ともすり合わせていかなければいけないわけですよね。そういうことで、初めて指定管理者制度を導入したとしても、市民に対する図書館サービスを低下させないで、何とか運営していけるのではないかということになります。ただ、そうはいつでも、小川館長が前に言ったように、市役所の中に図書館のことをわかる職員が果たして残るのかという、これは大きいんですよね。東京都の府中市の中央図書館はPFIで運営しています。府中市の職員が若干来て、あとは図書館流通センターの職員が全部運営しているわけですけど、府中市の職員というのは交代しますよね。内部では交代する。となると、市の職員で図書館の経験のない人が何年後かに出てくるんですよね。状況によっては指定管理者制度、PFIを受注した会社の指示に従っているというような、変なことが起こるのではないかと思います。この面が何をとっても同じですよね。指定管理者制度、PFIにしても。結局一緒になるんですね。だからこそ汐崎さんがおっしゃった図書館としての使命だとか、そういうものをきちんとしておくことがとても大事になるのではないかというような感じがあります。これは市長との意見も踏まえた上で一応まとめたんですけども、どうぞ御自由に意見をおっしゃっていただきたいと思います。

【汐崎委員】 市長が強調されておりましたよね。株式会社パブリックサービスが体制として整わないと判断した場合には委託しませんと。かなり強調されてたんですけど、私としてはどこまで体制が整うのかなと思いますが。

【高鷲会長】 整うとはどういうことかということですよ、それも現時点ではわからないから。

【汐崎委員】 やはり図書館流通センターというようなところではないということ、逆にメリットのようにおっしゃってましたけど、図書館流通センターは確かにいわゆる図書館業務を受けていますが、きちんとした図書館運営のノウハウもあり、職員研修も実施していますから、ある意味、図書館業務を任せるのであれば楽なんですよ。

【高鷲会長】 図書館業務に特化していますからね。しかし株式会社パブリックサービスはそうではない。

【汐崎委員】 経験値は高いですから、それが全くない状態の、特にシルバー人材派遣系のところがどういう形で体制を整えて、どう整ったとおっしゃるのかなというのは、非常に危惧するところです。

【小川図書館長】 そこまでは話したことはないですけども、一番危惧するところは、株式会社パブリックサービスに図書館業務自体は館長に任せればいいんですけども、図書館事業をどう位置づけて会社として運営していくかということ、そしてそういう組織が存在するかどうかということが一番難しいし、そのことが一番心配だという話はしてきています。トップは受け皿としてと、一般論として株式会社パブリックサービスのようなところに任せたいと言っていたんです。それがあったせいなのかは知りませんが、6月から新たに第二事業部にかかれる人をということで、人を配置したということだけ聞いています。その方がいろいろ動かれている。文化プラザホールの館長が決まったというのも、その線から決めてきたという話です。ただ、どこまで図書館のことを理解しているのかというのは、市長がおっしゃったように、今度は図書館のことがわかる人を置くのか置かないのか、そのあたりが問題かと思えます。館長がいくら優秀でも、例えば役員会でこう決まったよと言えば、もうそれっきりですから、そうならないように、一定の理解のできる管理体制をぜひつくってもらわないといけないと思っています。

【高鷲会長】 そこが生命線じゃないですか、結局。

【小川図書館長】 そうだと思います。おっしゃったように、ノウハウだったら絶対PRしない。もう一つ、館長が大事だとおっしゃってくださっているんですけども、館長だけでなく、現在の図書館を動かしている予算や人事を管理している市の職員がいます。その人たちの仕事をあの組織の中にどのように持ち込むのか。直接図書館で管理するのか、受託した会社の中で誰かが管理するのか、ということがあります。図書館流通センターは人事管理、それから法律管理、労務管理、全部会社が管理しているわけです。専門家が全部管理していますけれども、今まではシルバー人材採用しか経験したことのない人たちが専門性も含めてどう管理できるのか、その辺りのことも問題になってくるので、それは話としては申し上げてはあります。だから、裏を返せば、できるだろうと市長が踏んでいるから、できない場合にはということをおっしゃっているのではないかと受け取れます。

【高鷲会長】 第二事業部は図書館であり、この文化プラザホールであり、それから市民交流センター、この3つですか、とりあえず。この3つをどのように管理するかという、そのため

の人材を集めることと、実際に仕事のできる人を採用すること、小川館長がおっしゃったように、さまざまな法律だとか労務だとか、それらのことをしっかりとできる体制ができていないと、到底無理ですよ。

【小川図書館長】 そこを今じっと見ているんですけども。そういうことだと思います。話は時々させてもらう機会があるので、必要なことは伝えていきます。だから辻さんが心配されていることは全部伝えてあります。そこがクリアできること、今と変わらないということ、が最低のサービスの条件です。最低でも今と変わらない。それから、やはり職員のモチベーションをどこまで上げられるか。働きがいみたいなものですね。それを民間にすることによって、さらに上乘せできるかできないか。そこがポイントだと思って、さまざまな条件づくりもしていますし、機会があれば教育長にも市長にも申し上げてきています。

【高鷲会長】 だから最悪の状況というのは、今のままの体制で、指定管理にならずに市職員だけを本庁舎に戻してしまうことですよ。

【小川図書館長】 それでも直営ですから喜ぶ方も大勢いらっしゃる可能性があるわけです。

【高鷲会長】 そうはしたくないですね。どうなるかわからないから。

【小川図書館長】 混乱だけが残ってしまいます。

【若林委員】 本題から少し外れるんですが。今、図書館の中で市民からの声というんですかね、意見とか苦情、あるいはお願い事と、そういうものの集まりぐあいあまり活発ではないですね。

【小川図書館長】 いいえ、頻繁にあります。いただいたものは、原則として連絡先があれば回答しています。一般論として、日常的に苦情をおっしゃる方はいらっしゃいます。先ほど予約がたまって複本の購入はできるだけしないと行ったのは、自分のために何かしてくれないのはけしからんという方がものすごく今増えています。

【若林委員】 そうですね、多いですね、どこでもね。

【小川図書館長】 やはり限られた予算の中で限られたサービスをするわけですから、あまり極端なことはできないので、それを断ると苦情になるというケースが、今はものすごく多い。職員が大変苦勞しているところです。二言目には「市長に言うぞ」という話になってきてます。それが民間が主体のサービスになると、ますます多くなるでしょう。この間、高齢の利用者同士がけんかをして、職員が仲裁に入ったものの、取っ組み合いまで始めたんです。図書館を出てからやってくれと言うと。外で取っ組み合いを始めました。

【辻委員】 新聞の取り合いとか、そういうささいなことですか。

【小川図書館長】 ものすごくささいな事で、検索機の取り合い。「おまえは時間かかりすぎる」と。2階に行けば利用できるのにもかかわらず、それで、騒動がおさまった後で、その人がおっしゃったのは、「この間、あんたのところの職員が、おれを叱りつけたんだよ」と。

「公務員というのは何だ」と言っていたんですが、その時点で公務員はいないですよ。夜間の職員が担当していますけれども、自分の要望が聞き入れられなかったことに対して恨みを持っている。だから、働いているのは公務員だと思っています。今度はそれが指定管理や業務委託になると、長崎でも経験しましたけれども、「民間会社のくせに」となるんです。そういう叱り方をする方が間違いなくいらっしゃいます。だから、違った意味で、クレームは増えると思います。

【若林委員】 クレーマーも増えていきますし、それからまた逆に、自分たちの責任は放棄して、相手の義務ばかりを要求する風潮があるので、本当のことを考えた投書というのは意外と少ないのではないのでしょうか。図書館の大切さがわかった上での要求はありますよね。そういうものは少ないのでしょうか。

【小川図書館長】 一番少ないのは、感謝の言葉ですけども。本当に建設的な要求というのは、なかなか難しいですね。

【若林委員】 逆に、こちらの痛いところを突いてくるケースが多いのでしょうか。

【小川図書館長】 そうです。本当にやらなければいけないのに、やれてないとか。

【若林委員】 そういうことならわかりますよね。そういうものが逆に、指定管理者制度になったときに、どうなるのか。

【小川図書館長】 この前は、吉田秀和のCD付の本が発売されたんですね。8千円もする。

【高鷲会長】 8千円もするのですか。

【小川図書館長】 そうですね、それを買ってくれとおっしゃる方がいらして、吉田秀和の著書は蔵書として多数あるんですね。だから、それでどうですかといったら、それについているCDが聞きたいからおっしゃる。それは吉田秀和が演奏したものではありませんが、そのCDを何としても聞きたい、という方がいらっしゃいました。しかし、やはりお断りせざるを得ないだろうということで、断らせていただきました。図書館としてどこまで買うか買わないかという問題は、そこが難しいところなわけですね。

【若林委員】 市民のさまざまな意味でのモチベーションも大事ですよ。

【小川図書館長】 一番安い文庫本でシリーズが次のが出たから、「本屋に並んでいるから早く買え」という方もいらっしゃると思います。

【高鷲会長】 資料の購入予算が2,000万だからね。

【小川図書館長】 はい。2,000万、公民館部分を含めてですね。

【高鷲会長】 買えるわけないです、そんなたくさんは。しかも、予約の多い本を買うとなると、全部そちらへ予算を使うことになりますよね。

【小川図書館長】 そこは難しいですけども、民間という形になれば、もっと厳しくなると思います。有隣堂でも図書館流通センターでも、言わば図書館としては必要のない本を売りつけていると受けとめている。長崎市では指定管理者になると60万冊の中から20万冊を選んでますが、図書館流通センターが売りたいものというよりも、図書館としてどう評価されるかという形で選んでいます。それが本来司書としてのプロの仕事ではないか、僕一人ではないですけども、そういうものだろうと思います。長崎市のチェックが当然入っていますけれども、そこに関して言えば図書館流通センターには全て選書資料は出しています。有隣堂もおそらく似たようなことになるだろうと思います。

【高鷲会長】 ブックキャラバンといったもので図書館に持ってくる。それをパックで買ってしまおうという、そういうことですからね。

【小川図書館長】 それもないわけではないですけども、それも選んで買っています。それで、それを押しつけられたら、そこで働いている人たちのプロとしてのモチベーションを下げ形になりますよね。だから、そういう事業を任されたところの人が判断してはいけないことのはずですよ。そこが理解していただけていない。なかなか難しいです。

【高鷲会長】 きちんとした司書がない図書館では、30万円の購入予算だったら30万円分のパックを持ってきて、はい、どうぞと。それを整理もしないで並べるから、同じものばかり買ってしまおうということになるんです。

【汐崎委員】 学校図書館用パックというのは何なのでしょう。あのシステムは不思議だなといつも思いますが。

【高鷲会長】 持ちつ持たれつみたいな関係でしょうね。

【小川図書館長】 取り次ぎが主体で、図書館流通センターも同じようですけども、学校図書室では全国的に見ると大体購入予算を6月までに使い切るんです。

【高鷲会長】 秋まで残すところ少ないですよ。

【小川図書館長】 そのためにパックを売って買いやすくします。ほとんどそこで使い切ってしまうのです。

【辻委員】 よろしいですか。先ほどの市長の50分にわたるお話と、今、鈴木さんから、市の方針は決まっているのだから、このままこの船は発進したいというような感じで、図書館協議会としてもこの次の段階のことをもんでいかないとというお話がありましたけれども、確かに民間企業、営利を目的とした民間企業に頼む意向はないというようなことを聞いて、ある意味、それはそれでわかったんですけども、このまま図書館協議会としても、この方針にのって次の段階にいてもいいものなのかということころは、やはり、すぐに頭の切りかえもできないといいでしょうか。私も非常勤嘱託として6年ほど勤めていたわけなんですけれども、これから株式会社パブリックサービスに現在勤めている職員が移行するということを想定していらっしゃると思うんですが、現在の非常勤嘱託の人の働き方というのは週3日と週4日と、結局週4日の人は扶養から外れると思いますけれども、週3日の人は家庭を持っている人は扶養の範囲内で働くということで、いわば働きやすい形になっていると思うんですね。もっと働きたいという人も、もちろんいらっしゃると思うんですけども、そうした場合、もっと働きたい人のために、もっと継続して働くためにこういうシステムをとということですが、果たして職員が株式会社パブリックサービスの中で図書館の担当になるのか、今までと同じようにカウンターに出るのか、その辺のところも想像ができないんですけども。そういう中で職員が集まるものなのかということころにも不安があります。

【小川図書館長】 それは図書館のサービスを担当している人は図書館のサービスのままです。株式会社パブリックサービスの会社の中に入って図書館以外の仕事を担当するということは、基本的には考えてませんし、そんなことで移行する必要は何もないわけです。あくまでも現在の仕事をそのまま継続、いかに継続させるかということ私を条件として市長に考えてほしいということを伝えてきているわけです。だから先ほど言いましたように、この条件を変えないで、最低でも変えないで働ける。市民へのサービスも低下させないで働いていける。それから先ほど、コンセプトがということがありましたけれども、一応議会でもきちんと市長が、とりあえずコンセプトを答えてくださっていますけれども、そういうことを維持するための事業部であって、具体的には職員は何も変わらない。それから、個人的に言えば週4日ではなくて週5日働けるようにしたほうが良いと考えています。ただ、週3日の出勤としたいという方も当然いらっしゃるわけですし、夜間のみの出勤としたいという方もいらっしゃるから、それはいい

かにうまく組み合わせるかということになろうかと思います。その辺の体制は、改めて柔軟な体制で考えていく必要があると思っていますし、そういう話もしてきております。ただ、具体的にどう体制をつくっていくかということは、まだこれからの問題ですけれども。

【高鷲会長】 勤務のローテーションについては図書館流通センターその他でも人事担当者が苦勞していますものね。週5日の人も、夜の人も、土・日だけの人もいるんですけれども、組み合わせないといけませんからね。これは大変ですけれどね。

【汐崎委員】 かなり人事管理が複雑で大変だと思います。

【高鷲会長】 現在のここでもそうでしょう。事務室内の勤務表を見てもわかるでしょう。

【汐崎委員】 図書館流通センターであれば、リスク対応ができるんですよね。結局、一個一個というか、組織でいろんなところを見ているので。でも、ここは一つのところを一つでという形なので、柔軟性がないというか、そこのリスク管理がパニックになる可能性もあるのかなというのと、先ほど小川館長がおっしゃったように、週5日間働きたい人、あるいは3日間でもいいという人、あるいはもう少しスタッフ級で中間管理職的なみんなのリーダーシップをとっていくような人という形で組織をつくる時に、それなりの人材を適材適所であてはめて、なおかつそれをきちんと管理できるような体制が、1社でこれまでノウハウのない株式会社パブリックサービスでできるかということが不安材料です。

【小川図書館長】 だから現在いる職員でどういう構成ができるかということ、まず考える。ただ、それだけだと、もしかすれば足りないかもしれない。条件づくりとしては、やはり中心になる司書の人たちがいるし、館長・副館長クラスは週5日勤務になるべきだと考えて、条件を伝えています。それからそこに続く主任司書クラスについても、図書館経営の一翼を担っている。そういう意識を持ってもらえる組織をつくる必要がある。それを条件として、ぶつけていかないといけない。そういう意味で言えば、マイナスをプラスに変える発想で条件をつくっておきたい。だから、ある意味、積極的にかかわって、動いているように見えるとすれば、どうやって条件を変えて、働きやすい、それからサービスの向上が目指せる職場になるか。開館時間など物理的なサービスの向上はもう無理なんですよね。だから、気持ちよく働いてくれる人がいれば、気持ちよく受け取ってくださる市民が増えるかなと思っていますし、けさラジオを聞いていて、図書館サービスというのは本と人とのつながりよりも、人と人のつながりのほうがむしろ大事な要素になっているというようなことを言っていましたけれども、そういうものだと思います。人が好きでなかったら図書館の仕事はできないし、その上に本の知識や

情報をどれだけ手渡すために、自ら学んでいるか。学ばないで人に頼るだけでは、やはりそれはそれで意味がないですけれども、そういうことができる人たちを育成したいし、そういう人を中心に据えていきたいと考えています。それが条件づくりかなと私は思っています。

【汐崎委員】 やはり職員の研修体制であるとか、そういうものも本当はほしいですね。

【小川図書館長】 ほしいんです。ほしいんですが、今の仕組みだと、第2火曜日が休館日で、作業日とそれから、ブックスタートに半日行ってしまうので、研修がほとんどできないですよ。

【若林委員】 それから、横道にそれるかもしれませんが、私の感じでは、スタッフの方が4月に入れ替わられましたよね。応募の状況はいかがでしたか。

【小川図書館長】 応募は非常に多いんです。

【若林委員】 それはとてもうれしいことですね。

【小川図書館長】 週3日勤務の人が、この間2人採用になりましたけれども、その前、春に4人募集して1人退職したので、3人採用になったんですね。春のときの応募者が三十何名。この間も三十何名。2名の募集で三十何名でした。それから昨年任期付職員採用時も、10名以上の応募がありました。

【汐崎委員】 条件は何かつけるんですか。司書資格の有無は関係ないんですよね。

【小川図書館長】 あるほうが望ましいとだけなっています。

【汐崎委員】 限定はしてないんですか。

【小川図書館長】 していません。

【汐崎委員】 年齢は。

【小川図書館長】 年齢も限定はしていません。

【高鷲会長】 性別、年齢、資格、一切限定はなしですね。

【小川図書館長】 ハローワークから条件をつけるのはやめてくださいと。ですから、年齢も、夜は男性のほうがいいかなと、正直言うとあるんですけれども、何回募集しても頼りになりそうな男性がなかなか応募してこないんです。（笑）高齢で、何かしゃしゃり出ることはしそうだけれども、図書館職員としてはどうかな、と考えてしまいます。

【汐崎委員】 非常勤職員の年齢の上限としては、定年は65歳。そこまでの応募ということなんでしょうか。

【小川図書館長】 65歳以上の採用はないですね。

【汐崎委員】 最終的にお選びになるのは面接でしょうか。

【小川図書館長】 試験ですか。はい、面接です。一応、作文があるんですね。作文を書いて、出して、それで面接で。絞り込まないといけませんので、ほぼ一日かかります。

【汐崎委員】 東京都の杉並区で学校司書の応募している人が、何で作文が書けないんだろうというか、応募の書類なのに、全然応募の内容になっていないケースがあると聞いています。

【小川図書館長】 やはり、文章が上手ではないとか、誤字・脱字があるとかは問題にします。

【汐崎委員】 綿々と自分史を書いてくる人がいるようです。

【小川図書館長】 表現力の問題は、ある種センスがないとだめだと思ってますから、それはやはり読ませてもらった上で、判断をすることになります。

【若林委員】 私はよく図書館に頻繁に伺うんですけど、お世辞抜きに不適切だなと思う方もいないですね。（笑）

【小川図書館長】 まあ、やはり対利用者としての印象の問題がありますからね。

【若林委員】 利用されていた側が中に入るといふよさもあるでしょうね。

【小川図書館長】 そうですね、それからどうしてもなりたくてという方もいらっしゃる。

【若林委員】 比較的丁寧にご利用される方が多いですね。

【小川図書館長】 ありがとうございます。

【若林委員】 いえいえ、本当に。

【小川図書館長】 少しもたつく人もいますけれども。

【若林委員】 それはしょうがないですよ。一生懸命、皆さんなさっているなというのを私は感じます。

【汐崎委員】 でも、そうやって応募するとたくさん集まるといふのも、では株式会社パブリックサービスにしても人的には問題はないだろうというようなことでしょうか。

【小川図書館長】 いや、そうではないと思います。図書館、教育委員会が行うという信用は、おそらくあると思います。

【汐崎委員】 例えば指定管理者制になったときに、現在は公募されるときには年齢とか資格とかの要件はつけないとおっしゃっていましたが、指定管理者制の場合、例えば司書率を何%以上にしろというようなことができたりするのでしょうか。

【小川図書館長】 いや、それもある程度は枠をはめて、特に現場でリーダーとなる人たちの司書率というのはいや、やはりきちんとしておきたいなとは思いますが、司書、有資格者と書く

ことはできないとしても、司書資格であることが望ましいとか、そういう書き方はできますね。

【汐崎委員】 神戸市では例えば司書率100%にしろという形で、業務委託のときに指示を出して、それじゃ賄えなかったといったことがあったようです。

【高鷲会長】 専門職ですよ。

【小川図書館長】 正直に言えば、昔からそう思っているんですけど、司書以外に学芸員とか、教職を持っている方で経験者、学校の先生を退職された後、採用された方が、児童サービス面で大きく貢献したという例もあります。

【汐崎委員】 もちろん、司書の資格を持っているから、それがイコールすぐれた図書館職員かという、それはそうではないんですね。

【小川図書館長】 そこはやはり見きわめなければいけないので、通り一遍で司書有資格者で構成しろという、その数だけ集めると、そういう形になりますから。

【若林委員】 医者と同じで、臨床と病理じゃないですけど、それなりには司書の資格を持った方は図書館の中の運営のセンスがおありで、また窓口はもしかするとコミュニケーション能力とかが問われるのでしょね。

【汐崎委員】 でも私は、そういう意味で大学で司書の子たちを育てているつもりなんですけどね。なかなか。そういう役に立つ子たちになってほしいと思って、司書の科目を持っています。

【小川図書館長】 現在はなかなか就職ができない。公務員で司書で採用するというのは、横浜市が採用していると聞いたくらいです。

【高鷲会長】 そんなものでしょう。

【小川図書館長】 1万人もの司書資格者が毎年生まれているんですけど。

【汐崎委員】 何の意味があるんだろうと思いますね。

【小川図書館長】 こういう仕組みでも、やはりどうしても働きたいという人は、働かせてあげたいと私は考えてやってきたんです。

【高鷲会長】 できたら、ワーキングプアじゃなくてね。

【小川図書館長】 それはだから、あとは状況をどう考えるのかということで対応したい。

【辻委員】 もう一度すいません、発言させていただきたいんですけども。不勉強でよくわからないんですが、市長がおっしゃったように株式会社パブリックサービスのように半官半民のところに図書館を任せているところというのは、あるのでしょうかね。NPOや公社とかと

も線が違うようですが。

【汐崎委員】 東京都大田区が採用しているんじゃないですか。大田区はNPOをつくりましたよね。退職校長を迎えて。

【小川図書館長】 日本図書館協会の資料に、指定管理者の性格という上に、表4のところで、民間企業が圧倒的に多いですけども、NPOが37、公社・財団が45。ですから、今、辻さんがおっしゃったので言えば45あるんです。意外にあるなという感じです。

【汐崎委員】 大田区はつくらせたんです。業務委託するときにNPOをつくらせて、それがそのまま指定管理者になっている。

【小川図書館長】 個々の館名の後ろに1、2、3、4と書いてあるのは、3番が公社・財団に当たるところです。館名の後ろに書いてあるので言えば、東京都のひと・まち・情報創造館、島根県の江津市、兵庫県伊丹市の南分館とか、最後のページで福岡県の大野城市、太宰府市、それから九州が多いですが、島原市もですね。

【汐崎委員】 NPOも結構多いですね。

【小川図書館長】 NPOもありますね。NPOは2番ですね、大田区の大森西とか久が原とか、やはり大田区が多いですね。

【汐崎委員】 これは、おそらく、大田区が業務委託をするときに、退職校長を中心につくったNPOが指定管理者で採用されているはずですよ。

【小川図書館長】 昔はよかったということはあるんですけど。大田区が一気に進んだのは、ある時期まで全部職員を司書で雇っていました。

【汐崎委員】 司書採用でしたから。

【小川図書館長】 その人たちがやめていってしまいました。

【汐崎委員】 優秀な職員は、ヘッドハンティングで抜かれてしまって。残った図書館長が、ちょっとという人が多くて。それで結局司書館長ではだめだという感じでした。優秀な方は他の自治体にお移りになってしまって。大田区は最初は司書館長がいたんですよ。結局、表立ってなかなか言えなくなって、あと職員も不平不満を言う者は全部部外に出した後に、私も不平不満を言って出されたんですけど。それではもう委託しましょうといった感じで。そのときの館長会で、それなら委託でいいんじゃないですかという感じになって、だれからも疑問が出ないというような流れになりましたね。

【小川図書館長】 司書館長がいなくなって、異動で図書館に配属された人たちがなるべく早

く本庁に戻りたい。だから、ある意味で言えば図書館経営をほうり出してしまってきた。

【汐崎委員】 かなり長い時間をかけて骨抜きにした後に業務委託が入ってきて、それからすぐに指定管理になったというのが大田区の現状だと私は思っています。

【小川図書館長】 司書にとっても最後にいづらくなってしまいました。

【汐崎委員】 でも、最初は非常に図書館に対しては真剣に取り組んでいました。

【小川図書館長】 歴史的には、秋岡梧郎さんが大田区の図書館に大きな影響を与えた。

【汐崎委員】 秋岡さんとか、そうですね。あとはやはり首長の考え方によりますね。

【小川図書館長】 それは大きいですね。

【汐崎委員】 首長があまり図書館を好きではなかった。

【若林委員】 でも、それはありますよね。トップの方の考え次第というとらえ方でしょうか。

【汐崎委員】 だから首長の考えはすごく大事だと思うし、私が本日市長にわざわざお話をしたのも、どこまでお考えになっているのか、どこまでが本音だかがわからないんですが、やはり市長として図書館というものに対するコンセプトであるとか、指定管理者に任せるとしても、それは丸投げではなくて、あくまでも逗子市立図書館であるわけですから、その業務を民間に担わせるわけなので、専門職の人を雇って、「じゃあ君、好きなようにやっていいよ」ではなく、「こういうようにやってもらいたいから、こういう人たちを雇うんだ」という、そのところはきちんと行ってほしいなと思います。

【高鷲会長】 それに関連して、もう一つあるのは、市長はいつまでも同じ市長とは限らないんですよ。だから、その場合、図書館に対する考え方を市なり教育委員会できっちりと持ってもらう。これが大事なんですよ。

【若林委員】 現在の市長は2期目でしょうか。

【鈴木館長補佐】 はい、2期目です。

【汐崎委員】 それが、ただそういう話があったねではなくて、ある程度記録に残る形で、こういう図書館を目指していますと。そういうコンセプトで指定管理者に移るんだったら移るということを、きちんと文言化しておいていただかないといけませんね。

【高鷲会長】 それはおそらく、市議員の方にでも議会で質問してもらい、答弁を引き出すということをしないとだめでしょうね。

【小川図書館長】 市議員もこの制度の理解は難しいようです。こちらから議員さんに問い

てみましたが、何を聞いたらいいかという、なかなか難しいようでした。図書館の本質論で、質問しようとするれば、御自分が本質論を持たなければいけないですね。

だから今おっしゃったようなことは、指定管理に際して例えば図書館の目標というべきものがあるから、管理の基準とか運営体制とか、そういう中に、大上段に振りかぶってそのコンセプトとか、逗子の図書館というものは、こういうものだよということをきちんと入れておこうと考えています。それを一番頭に出すような形にしておきたい。それが、そのこと自体は当然市長がごらんになるわけですし、しかも記録に残ります。

【高鷲会長】 だから小川館長の書いたサービス目標を、とにかくきちんとそこで使ってもらわなければならないでしょう。

【小川図書館長】 一応、教育委員にはサービス目標がコンセプトとして現時点ではつくってありますということは、お話ししてあります。市長はサービス目標をごらんになっていないので、市長のためには仕様書とか、それにきちんと書き込んだものにしたい。職員の配置とか職員の基準とか、さまざまなことを書きつらねてきてはいますけれども、その頭にサービスの目標をきちんとつけておきたいと考えています。

【高鷲会長】 それですね。だから、サービス目標について、これをオーソライズして、それをもとにしてこういう問題があるから、これをこういうようにしていこうということをきちんとしないと、混乱に拍車がかかりますよね。

【汐崎委員】 あと、大田区は50万、60万区民で図書館も15館という形で、逆に重たくて動けないというところがあったんですけど、そういう意味では逗子市は軽いですし、いわゆる決定しようと思うと、さまざまなものがたくさんまつわりついてくるのではなくて、フットワークが軽いということであれば、その図書館と、例えば学校の連携であるとか、大田区だったら六十何校も小学校があったりするわけですけど、逗子市だったらそういうところでも、もう少し図書館、学校図書館と公共図書館の連携の形であるとか、目に見える形で、具体的に見えてくると思うので、そういうものをきちんと盛り込まれた形での全体としての図書館計画をどうできるかどうかというのを、ぜひ見せていただきたいです。

【小川図書館長】 連携に関して言えば、役所側が事業者、指定管理者を業者扱いしないことですね。学校も含めてそうですけど、業者ではなくて、あくまでも図書館サービスを任されている事業組織なんだという形で作りに上げておく必要がある。公民館というのは建物自体は社会教育課の所属でそこで働いている職員も社会教育課の所属です。本だけが図書館。そういう

組織はかなりやりにくいので、ここはやはり整理整頓をする必要があると思います。学校には先ほど言いましたように、特別な貸出方式をとったりしていますけれども、そういうことに対しては、そのまま継続できるようにしたいし、もっと積極的にかかわれる仕組みを考えていきたいと思いますが、学校教育課は何しろ忙しい。学校現場も忙しいんですけど、一方的にこちらが考えても、相談するのも難しいのが現状です。ただ、仕組みはつくっておいて、いつでもとりかかれるようにしておきたいと考えています。

【辻委員】 よろしいですか。今日の市長のお話で、図書館は知の拠点だとおっしゃっていましたが、この前の面談のときには、公でどうしても対応しなければいけない福祉とか、そういうところは公のまま置いておかないといけないけども、「図書館は・・・」というような感じのお話があったので、市長は図書館は公で絶対に運営しないといけないとは思っていらっしやらないんだと、そのとき理解したんですけども、やはり先ほども申し上げましたけれども、できるだけ早くホームページや「広報ずし」に載せるなどして、図書館、文化プラザホール、それからそういう公の施設を委託もしくは指定管理にしますということを、この民間ロードマップも出ていますし、議会の会議録で公開もされるわけですけども、私の周りでもほとんどの人がそのことを知らないで、この方も知らないのという形で聞きますので、なるべく早く公にしてパブリックコメントをとるとか、そういったことにも取り組んでいただきたいというのを委員として希望いたします。

【小川図書館長】 どこまで出すかというのは、先ほど市長がおっしゃっていましたが、民間に委託するよというのと、今、辻さんがデメリットとして挙げてくださったように、推測でさまざまな反対論が出てきて、そのことがひとり歩きすると、それはそれでやはり大変な混乱を招いてしまう可能性があるんで、そこをどうするのかということを中心にしないといけません。結局、そういう問題が表に出てくれば、「館長どうするの」になってくるわけですし、議会でもそれで質問されると思うんですね。その辺をどこまで考えて表に出していくか、出すのなら一気に出不ないとだめなような気がしますから、文化プラザホールでめどをつけたということを今日はおっしゃっていましたが、その文化プラザホールのめどをつけたときに図書館も、こういう形であればできるということを出してほしいとは伝えてあります。伝えてはありますけれども、今は文化プラザホールのことにとりかかっているんで、そこまで一気にできるかどうか、そこが難しいとも思っています。それ次第だと私は思っています。今でさえ、これだけさまざまな課題が出てきているわけですから、推測も含めて出てきているわ

けですから、こちらが考えていたことに対して、全く反応のないままに出てきています。

【辻委員】 それはやはりきちんとした説明がないから、不安として出てきているわけですね。

【小川図書館長】 説明がね。だからこの不安に一つずつ答えるとすれば、株式会社パブリックサービスで全部片づけますとなる程度になってしまいそうな気がしますね。

【汐崎委員】 あと、複合施設である限りは、例えば文化プラザホールを指定管理にしたとなると、指定管理というのは清掃から何からすべて管理を受けるわけですから、流れとしてやはり全体として図書館も入ってしまうと。そのところの調整が難しいです。

【小川図書館長】 ホールは収入が見込めるわけですからね。ホールは使用料が入る可能性があるんですが、その場合でも減免措置ということを経済条件としてどこまでつけるかというのは、おそらく現在検討していることだと思います。その減免措置が、例えば図書館の場合ならいいけれども、役所の場合だったら減免がどうかということも、一体だった場合は減免があり得るけれども、一体でない場合は予算化してくれという話になってくると思いますね。

【汐崎委員】 施設的にも一体化になっているのを切り分けるのはナンセンスではないかという流れになってしまうような気がします。

【小川図書館長】 先ほども話がありましたけれども、電気や水道がすべて一体なんですね。特に電気は逗子小学校まで一緒なので、何が起きているかということ、午後の給食のお皿を洗うときの電気が一番使用量が多いので、午後の時間帯は厳しくなるので今は一部夜間に変えてもらっています。

【汐崎委員】 食器洗いが一番多いのですか。

【小川図書館長】 そういう問題もあります。逆に、一体で処理するということ言えば防災訓練は全館、逗子小学校の子どもたちも防災訓練に参加するなど、いろんなことができますから、ある程度、一体感があるほうがいいだろうとは思いますが、順序が違えば、その踏み込みをどうするのかと、おそらく一番苦労しているところではないかと思われま。ちなみに図書館の道路側にある植え込みは、我々は文化プラザホールの管理だろうと思ったら、いやいや、あれは図書館だと言われてます。

【高鷲会長】 それは複雑ですね。

【小川図書館長】 こちら側は交流センターの管理なんです。だから、入り口側の駐輪場も図書館側と、建前的に言えば一体感で対処していますけれども、そういうところは少々困ります。

【高鷲会長】 本場に議論をしなければいけないですが、時間があまりなくなってしまったので。これからまた議会等で議論していくこととなりますけれども、とりあえずは先ほど事務局からの報告にありましたように、これだけは最低限守ってもらいたいということがたくさんありますよね。皆さんで再度それを持ち出して、館長を通じてもう一度、教育委員会なり市長に持ち込むということが必要だと思いますが、それでよろしいでしょうか。メールなり手紙なりで、鈴木さんあてでよろしいですね。

【鈴木館長補佐】 これだけの短い時間にたくさん意見いただいているので、それぞれ委員さんにつきましては、12月末をめどに皆さんから最低限守ってもらいたいこととか要望とか、その辺を任意の形式で結構ですので、図書館へファクスでもメールでも結構ですから、お送りいただけますでしょうか。それを事務局でとりまとめをいたしまして、その集約については会長に責任を持ってやっていただきます。それを次回2月に今年度最後の協議会を開催しますから、そのときに一覧という形で、委員さんへ御報告、それから御審議いただきたいと思います。それを館長に提出という形で、館長は教育委員会、行政に働きかけをする。そのような形を考えていますので、よろしいでしょうか。

【辻委員】 すいません、もう一回。期限が12月末でよろしいですね。

【高鷲会長】 お忙しいのですが、よろしく願いいたします。

では、最後にその他になりますけれども、事務局からお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 最後になります。協議会委員さんの再任ということで、現在の委員さんの任期が来年の2月28日に任期終了という形になります。今回の指定管理の問題や子どもの読書活動推進計画の策定、またそれぞれ一件一件協議会委員さんに御相談して意見を伺わなければいけない最重要案件が続きます。できれば来年2月以降も現在の委員の皆さんに再任をお願いしたいということで打診をさせていただきます。皆さんそれぞれ御事情があるので、今この場で受諾か否かということは確認いたしませんけれども、後日事務局からそれぞれ委員さんに個別に御相談させていただく形で御連絡いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

【高鷲会長】 以上よろしく願いいたします。ほかに何かございませんでしょうか。では、きょうの会議を終了いたします。どうもありがとうございました。